

山口労発基 0604 第 2 号  
令和 3 年 6 月 4 日

関係団体等の長 殿

山口労働局長  
(公印省略)

令和 3 年度における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた  
労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応について

日頃から労働基準行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 7 号をもって厚生労働省労働基準局長から別添のとおり通達がありましたので、貴団体におかれましてもその趣旨を御理解いただくとともに、傘下会員事業場に対する周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。



基発0531第7号  
令和3年5月31日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

令和3年度における新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた  
労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施に係る対応について

標記について、新型コロナウイルス感染症の感染の状況や「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年5月28日最終変更））において、「政府は、（略）接種を実施する医療機関、医療関係者の確保に向けて、必要な取組を総動員し、ワクチン接種の円滑化・加速化を進めること」とされていること等を踏まえ、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）等に基づく健康診断の実施については、下記のとおり取り扱うこととするので、都道府県労働局及び労働基準監督署においては事業場への周知等について適切に対応されたい。

なお、本通知をもって、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法等に基づく健康診断の実施等に係る対応について」（令和2年3月3日付け基発0303第1号）は廃止する。

記

以下の（1）から（4）までの各種健康診断については安衛法等に基づき実施することとされているが、健康診断実施機関の予約が取れない等の事情により、やむを得ず法定の期日までに実施することが困難な場合には、可能な限り早期に実施できるよう計画を立て、当該計画に基づき実施する必要があること。

また、これらの健康診断の昨年度以降の実施状況を確認の上、確実に実施できる計画を立てること、実施する際には、いわゆる“三つの密”を避けて十分な感染防

止対策を講じた健康診断実施機関において実施する必要があることなどについて、併せて周知すること。

- (1) 安衛法第 66 条第 1 項を根拠とする労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 43 条、第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 及び第 47 条の規定に基づく一般定期健康診断等
- (2) 安衛法第 66 条第 2 項を根拠とする有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 36 号）第 29 条、鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 37 号）第 53 条、四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年労働省令第 38 号）第 22 条、特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）第 39 条及び第 41 条の 2、高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 40 号）第 38 条、電離放射線障害防止規則（昭和 47 年労働省令第 41 号）第 56 条及び第 56 条の 2、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 40 条並びに東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）第 20 条の規定に基づく特殊健康診断
- (3) 安衛法第 66 条第 3 項を根拠とする労働安全衛生規則第 48 条の規定に基づく歯科医師による健康診断
- (4) じん肺法（昭和 35 年法律第 30 号）第 7 条から第 9 条の 2 までの規定に基づくじん肺健康診断